

標準貨物自動車運送約款

第一章 総則	第一節 一般貨物自動車運送事業
第二章 運送業務	第一節 運送業務
第三章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第四章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第五章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第六章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第七章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第八章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第九章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第十章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第十一章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第十二章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第十三章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第十四章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡
第十五章 運送物の引渡	第一節 運送物の引渡

第一章 総則

第一条 本約款は、一般貨物自動車運送事業を行う事業者（以下「事業者」という。）と、その事業を利用する者（以下「利用人」という。）との間で締結されるものとする。

第二条 本約款は、事業者が利用人に提供する標準的な条件であり、事業者は、本約款に基づいて、利用人に運送物の引渡を行うものとする。

第三条 本約款は、事業者が利用人に提供する標準的な条件であり、事業者は、本約款に基づいて、利用人に運送物の引渡を行うものとする。

第二章 運送業務

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第四章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第五章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第六章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第七章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当該利用人に通知しなければならない。

（運送物の引渡）

（運送物の引渡）

（運送物の引渡）

第八章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第九章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十一章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十二章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十三章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十四章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

（運送物の引渡）

（運送物の引渡）

（運送物の引渡）

第十五章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十六章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十七章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十八章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第十九章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二十章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二十一章 運送物の引渡

第一条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第二条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。

第三条 運送物の引渡は、次の日数を合算した期間とする。